

締約国に関する情報 I S	アイスランド 一 般 情 報	附属書 B 1 I S
国内官庁の名称	Icelandic Intellectual Property Office (ISIPO) (アイスランド知的所有権庁 (ISIPO))	
所在地及び郵便のあて名	Engjateigi 3, IS-105 Reykjavík, Iceland	
電話番号	(354) 580 94 00	
ファクシミリ装置	(354) 580 94 01	
電子メール	hugverk@hugverk.is isipo@isipo.is	
インターネット	www.hugverk.is www.isipo.is	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国内官庁は国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL、TNT又は受領証を発行する他の配達サービスを条件とする。	
アイスランドの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりアイスランド知的所有権庁 (ISIPO)、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
アイスランドが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：アイスランド知的所有権庁 (ISIPO) (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
アイスランドを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許 欧州：特許	
国際型調査に関するアイスランドの規定	アイスランド特許法第9条及び特許出願に関する規則第25条	

[次頁に続く]

I S

アイスランド (続き)

I S

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：
国際公開後、要約書及び請求項のアイスランド語の翻訳文を提出することにより、出願人には特許登録の後に損害賠償を求めることができるという仮保護が与えられる。この損害賠償は係る条件の下で妥当と判断されるものに限定され、保護は出願及び特許において請求された範囲に限定される。特許法第33条、第58条及び第60条を参照のこと。

欧州特許を目的とする指定の場合：
出願の請求の範囲のアイスランド語による翻訳文提出に関する国内要件を満たしていることを条件として、特許付与時に、状況に応じて妥当な損害賠償が認められる。保護は、出願及び特許において請求された範囲に限定される（特許法第83条を参照）。

アイスランドが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

アイスランドが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後に提出することができる。発明に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

欧州特許については、附属書B2の欧州特許機構（EP）を参照